		③　ロック部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	③　損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⑷　ロッド、リンク及びケーブル類	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.1.5 作業装置	⑴　ブレード、バケット、アーム及びリンク	①　各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		②　ブレード等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　バケットコントロール（トラクター・ショベルに限る。）	①　レバーを操作し、バケットポジショナーの作動の適否を調べる。	①　バケットが設定した角度で停止すること。
		②　レバーを操作し、リフトキックアウトの作動の適否を調べる。	②　バケットが設定した高さで停止すること。
	⑶　アタッチメント（リッパー、ウインチを含む。）	①　リッパー等を作動させ、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	②　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		③　取付け状態を調べる。	③　適正であること。
2.1.6 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　ＨＳＴ用ポンプ付属弁 ⑹　油圧モーター ⑺　油圧シリンダー ⑻　方向制御弁 ⑼　電磁弁 ⑽　圧力制御弁 ⑾　流量制御弁 ⑿　逆止め弁 ⒀　オイルクーラー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.1.7 操作装置	操作レバー	レバーを操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、かつ、著しいがたがないこと。
2.1.8 安全装置 2.1.9 車体関係	⑴　車枠及び車体	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑶　座席 ⑷　シートベルト ⑸　昇降設備及び滑り止め	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　連結装置	①　亀裂及び損傷の有無を調べる。	①　亀裂及び損傷がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑺　レバーロック	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　作業装置安全ピン及び安全リンク	亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び損傷がないこと。
	⑼　表示板 ⑽　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⑾　計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） ⑿　後写鏡及び反射鏡	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	